

農林水産本省発注者綱紀保持委員会（第19回）議事概要

日 時 令和 4 年 4 月 28 日（木） 13:25～13:35

場 所 農林水産省第 1 特別会議室

出席者 大臣官房長、大臣官房秘書課長、大臣官房参事官（経理）、大臣官房地方課長、大臣官房統計部管理課長、消費・安全局総務課長、大臣官房新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課課長補佐（総括）、輸出・国際局総務課長、農産局総務課長、畜産局総務課長、経営局総務課長、農村振興局総務課長、農林水産技術会議事務局研究調整課長、林野庁林政部林政課長、林野庁国有林野部管理課長、水産庁漁政部漁政課長

概 要

- 1 冒頭、官房長から、各委員に対し、本委員会の設置経緯や関東森林管理局の元職員及び職員の収賄罪事案が発生したこと等を踏まえ、不適正な事案が一切起こらないようにするため、綱紀保持に注力すべきことを認識し、それぞれの役割を果たしてもらいたい旨の発言があった。
- 2 令和 3 年度発注者綱紀保持対策の実施状況について、大臣官房参事官（経理）から報告（資料 1）。
- 3 令和 4 年度発注者綱紀保持対策の実施方針について、大臣官房参事官（経理）から説明し決定（資料 2）。
- 4 その他として、林野庁国有林野部管理課長から報告（資料 3）。
- 5 最後に、官房長から、各委員に対し、それぞれの部署で、当省の発注者綱紀保持対策がしっかり機能し、担当職員に法令遵守の重要性が周知徹底されるよう、責任を持って取り組んでももらいたい旨の発言があった。

令和 3 年度発注者綱紀保持対策の実施状況の報告

1 農林水産本省における発注者綱紀保持研修について

(1) 企画立案担当者研修 (WEB) (参加者数 : 43 名)

地方支分部局等で実施する発注者綱紀保持研修の企画立案担当者に対して、令和 3 年 5 月に、下記項目について研修を実施。

〈研修項目〉

- ① 発注者綱紀保持対策に関する講義 (講師 : 大臣官房予算課)
- ② 独占禁止法及び官製談合防止法に関する講義
(講師 : 大臣官房予算課)
- ③ DVD 聴講 (各所で視聴)

(2) 農林水産本省発注者綱紀保持研修 (WEB) (参加者数 : 108 名)

農林水産本省の管理監督者及び発注担当職員を対象として、令和 3 年 7 月、8 月、9 月に、下記項目について研修を実施。

〈研修項目〉

- ① 7 月実施 (34 名)
 - ・ 発注者綱紀保持対策、独占禁止法及び官製談合防止法について
(講師 : 大臣官房予算課)
 - ・ コンプライアンスについて
(講師 : 茂木正光行政書士司法書士事務所)
 - ・ DVD 聴講
- ② 8 月実施 (40 名)
 - ・ 発注者綱紀保持対策について (講師 : 大臣官房予算課)
 - ・ 独占禁止法及び官製談合防止法について
(講師 : 公正取引委員会)
 - ・ DVD 聴講
- ③ 9 月実施 (34 名)
 - ・ 発注者綱紀保持対策について (講師 : 大臣官房予算課)
 - ・ 独占禁止法及び官製談合防止法について
(講師 : 公正取引委員会)
 - ・ DVD 聴講

(3) e ラーニング（修了者数：4,754 名）

農林水産省の全職員を対象として、令和3年11月15日から令和3年12月24日にかけて、①発注者綱紀保持対策、②独占禁止法及び官製談合防止法について、e ラーニングを実施。

(4) 退職前研修（参加者数：89 名）

農林水産本省の退職予定職員に対して、秘書課と連携し、令和4年3月、①独占禁止法及び官製談合防止法上の禁止行為等を行わないこと、②現役の職員がこれらの法令に違反し刑事罰や懲戒処分の対象とならないよう、正当な入札・契約の手続等を除き接触を行わないことについて、研修を実施。

(5) 会計実務研修等における講義（参加者数：517 名）

毎年度実施される一般職試験採用者研修や会計実務研修の中に発注者綱紀保持研修を取り入れ、発注者綱紀保持対策を周知徹底。

- ・一般職試験採用者研修（第1班）
（令和3年4月8日：326名）
- ・一般職試験採用者研修（第2班）
（令和3年5月13日：156名）
- ・会計実務研修（第2班）
（令和3年10月27日：35名）

2 地方支分部局等における発注者綱紀保持研修について

本省において実施した研修と同様に、地方支分部局等において実施。
合計 32 機関において、延べ 45,746 名が参加。

(単位：名)

機関名	計	座学研修	e ラーニング	退職前研修
(32 機関計)	45,746	28,084	16,892	770
東北農政局	2,397	768	1,545	84
関東農政局	3,003	981	1,892	130
北陸農政局	1,626	587	989	50
東海農政局	1,258	344	844	70
近畿農政局	1,716	540	1,125	51
中国四国農政局	1,999	561	1,383	55
九州農政局	2,567	840	1,628	99
北海道農政事務所	570	40	503	27
北海道森林管理局	3,977	2,956	1,008	13
東北森林管理局	4,427	3,489	900	38
関東森林管理局	4,492	3,655	837	—
中部森林管理局	7,237	6,633	584	20
近畿中国森林管理局	2,382	1,815	540	27
四国森林管理局	2,125	1,746	372	7
九州森林管理局	3,672	2,894	753	25
北海道漁業調整事務所	31	4	27	—
仙台漁業調整事務所	25	6	18	1
新潟漁業調整事務所	19	1	18	—
境港漁業調整事務所	25	1	22	2
瀬戸内海漁業調整事務所	19	1	17	1
九州漁業調整事務所	64	1	61	2
横浜植物防疫所	514	—	494	20
名古屋植物防疫所	153	19	130	4
神戸植物防疫所	284	66	214	4
門司植物防疫所	130	—	124	6
那覇植物防疫事務所	67	12	50	5
動物検疫所	528	—	517	11
動物医薬品検査所	102	5	96	1
農林水産政策研究所	86	—	84	2
農林水産研修所	58	15	42	1
森林技術総合研修所	105	51	36	18
農林水産技術会議事務局 筑波産学連携支援センター	88	48	39	1

令和 4 年度発注者綱紀保持対策の実施方針について

1 農林水産本省における発注者綱紀保持研修について

本年度は、研修として、①「地方支分部局等で実施する研修の企画立案担当者を対象とする研修」、②「管理監督者及び発注担当職員を対象とする研修」、③「全職員を対象とする研修」、④「退職予定職員を対象とする退職前の研修」をそれぞれ実施する。

① 地方支分部局等で実施する研修の企画立案担当者を対象とする研修

ア 目的

研修の企画立案に必要な発注者綱紀保持に関する知識、関係法令等についての知識の幅広い習得を目的とする。

イ 開催時期

令和 4 年 5 月以降

ウ 研修項目

発注者綱紀保持対策、官製談合防止法等に関する講義及び DVD 聴講

② 管理監督者及び発注担当職員を対象とする研修

ア 目的

発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を図るために必要な知識を習得させることを目的とする。

イ 開催時期

令和 4 年 7 月、8 月、9 月（3 回実施予定）

1 回 3 時間程度

ウ 研修項目

発注者綱紀保持対策、官製談合防止法等に関する講義及び DVD 聴講

③ 全職員を対象とする研修(e ラーニング)

ア 目的

発注事務に係る綱紀の保持を図るため、発注者綱紀保持対

策、官製談合防止法等の基礎知識を習得及び再認識させることを目的とする。

イ 開催時期

令和4年11月頃

実施期間1ヵ月

ウ 研修項目

発注者綱紀保持対策、官製談合防止法等に関するeラーニング

④ 退職予定職員を対象とする退職前の研修

ア 目的

国家公務員法に基づく現役職員に対する働きかけ規制、独占禁止法等の遵守を周知徹底することを目的とする。

イ 開催時期

原則として毎年3月に実施

ただし、退職予定職員のうち、退職時期が研修時期と異なることその他やむを得ない理由で退職前研修に参加できない者に対しては、退職前に研修の内容を個別に説明

ウ 研修項目

①独占禁止法及び官製談合防止法上の禁止行為等を行わないこと、②現役の職員がこれらの法令に違反し刑事罰や懲戒処分の対象とならないよう、正当な入札・契約の手続等を除き接触を行わないことに関する講義等

2 地方支分部局等における発注者綱紀保持研修について

地方支分部局等において、本省において実施する研修と同様に実施する。

関東森林管理局大井川治山センター事案・東京神奈川森林管理署事案に係る特別委員会報告書（概要）

経緯

- 林野庁関東森林管理局の元職員が収賄罪により令和3年1月に有罪となる事案（大井川治山センター事案）及び同局の職員が収賄罪により令和3年6月に有罪となる事案（東京神奈川森林管理署事案）が発生。
- 林野庁は、外部委員4名からなる特別委員会を設置し、全国における再発防止策をとりまとめ。

事案の特徴

1. 公務員倫理・発注者綱紀保持の認識の欠如

- 収賄で有罪となった2名は、管理監督者に該当するにもかかわらず、自ら金銭を要求するなど、公務員倫理、発注者綱紀保持の認識が欠如していた。
- 事業者側も、公務員倫理等の認識が不足していた。

2. 監督・検査業務における便宜

- 両事案とも、入札・契約段階ではなく、契約後の監督・検査の段階で、工期内に工事が完成していないにもかかわらず完成したことにするなどの便宜が図られていた。

再発防止策

1. 公務員倫理、発注者綱紀保持の再徹底・強化

- 管理監督者の責務について再徹底
- 森林管理局・署等の職員に対する研修について、職員が我が事として捉えられるよう、内容と方法を見直し
- 事業者周知用にも我が事として受け止められる資料を作成
- 内部通報制度等について、職員への周知徹底 等

2. 監督・検査業務の適正な実施

- 適正な監督・検査業務の履行等に関する資料を作成し、研修で徹底
- 監督職員から署長等へ工事の進捗状況を定期的に報告する仕組みの導入、検査職員から署長等へ実地検査後速やかにデジタル画像等をメールで送付する仕組みの導入、変更契約の内容を決裁者が確認しやすい様式の導入など、適切な監督・検査体制を確保
- 監督・検査業務に係る点検・監査を強化 等

3. 組織的・系統的な不祥事再発防止の推進

- 森林管理局発注者綱紀保持委員会において、署長等に対して発注者綱紀保持等の取組状況についてのヒアリングを実施 等

〔※ 林野庁では、これらの再発防止策の一部については、既に取り組を進めているところであるが、この報告書を踏まえて、さらに徹底・強化していくべき。〕